

基盤地図情報整備

(概算要求額 2,068百万円)

【背景・目的】

地理空間情報を高度に活用できる社会の実現に対する期待が高まりを見せている
その実現のために不可欠な基盤的な地理空間情報の整備・更新・提供は、未だ不十分
共通基盤となる白地図(基盤地図情報)の整備・提供を推進
平成19年5月30日「地理空間情報活用推進基本法(平成19年法律第63号)」公布(8月29日施行)
平成19年6月1日長期戦略指針「イノベーション25」閣議決定
平成20年4月15日「地理空間情報活用推進基本計画」閣議決定
平成19年6月10日に改定された経済成長戦略大綱(経済財政諮問会議)において、「地理空間情報活用推進基本計画」(平成20年4月15日閣議決定)に基づき、地理情報システムの利用拡大、衛星測位の研究開発等により、地理空間情報を高度に活用する社会の実現を図る」と記載

【施策の概要】

地方公共団体等、様々な整備主体が作成した大縮尺地図データを集約・シームレス化して、道路、建物などの基盤地図情報等を効率的に整備するとともに、その提供のためのシステムを構築する

【効果】

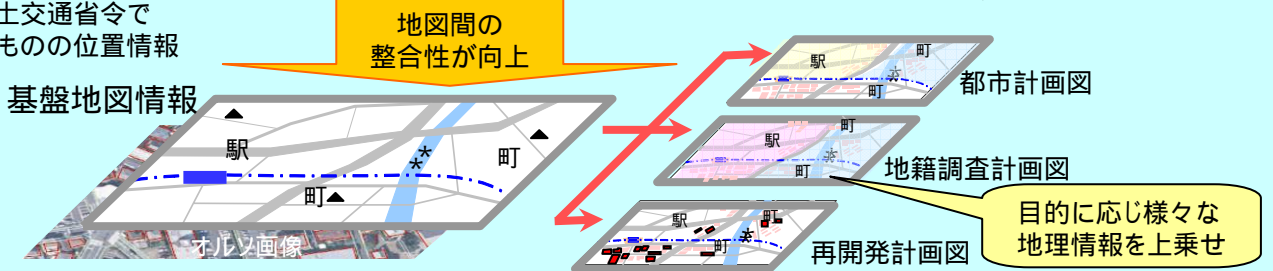
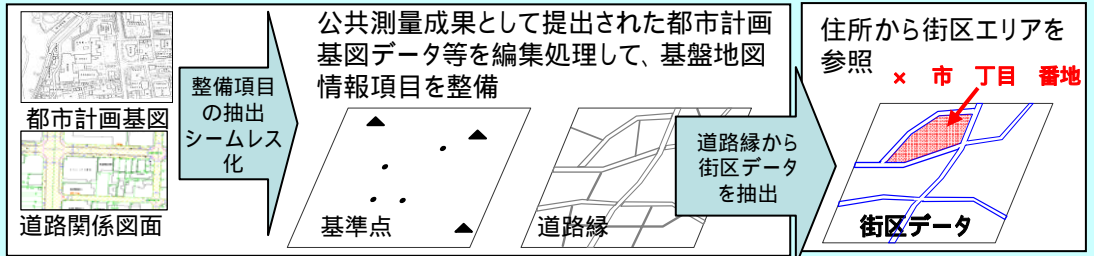
地図情報の共有や重複整備の回避などの行政の効率化
都市再生、交通、防災、環境、まちづくり、防犯など様々な行政分野でのサービスの高度化
コンテンツの発信サービスなどの新産業や新サービスの創出
迅速・的確な災害対応やユニバーサル社会実現による利便性向上
特に、近年の急速な情報化、国際化等、変化が激しい都市域において、基盤地図情報の活用が、各種施策の実施に大いに役立つ

共通基盤となる白地図(基盤地図情報)の整備・提供を推進

基盤地図情報

測量の基準点

海岸線
公共施設の境界線
行政区画の境界線
及び代表点
道路線
等、国土交通省令で定めるものの位置情報



基盤地図情報を活用し都市計画図を効率よく更新



オルソ画像を基盤地図情報整備や情報補完に活用

